

戸張伝右衛門『慶応日記帳』にみる御料兵の実態について —慶応四年四月脱走前の動向—

岩 田 みゆき

はじめに

本稿は、慶応二年幕領に課された兵賦で動員された武蔵国葛飾郡二郷半領の村人の動向を中心に、御料兵の実態を明らかにするものである。

兵賦については、幕府による幕末期軍政改革研究の一環として一九八〇年代から多くの研究がみられ、兵卒調達方法についても全体構造が明らかにされつつある⁽¹⁾。また関東近県でも多くの自治体史で兵賦取立に関する史料を紹介しており、それぞれの地域において、兵賦人たちがどのように選ばれ徴発されたかという実態が史料の発掘とともに徐々に明らかにされつつある。しかし、いまだに断片的で、入隊後の兵賦人たちについても、その後どのような経過をたどったのかということについては不明な点が多く、今なお個々の具体的事例の発掘が必要である。本稿では、幕府直轄領であった二郷半領吉川村から兵賦人となり、御料兵として戊辰戦争にまで参戦した戸張伝右衛門の『慶応日記帳』⁽²⁾を手がかりに、兵賦人（御料兵）の動向を明らかにしてみたい。『慶応日記帳』は、慶応二年八月戸張伝右衛門が入隊してから、慶応四年四月一日江戸開城

時に脱走し、幕府軍として戦い、会津戦争後田中城で謹慎し、許されて故郷に向かう明治二年正月までの記録であるが、本稿では紙幅の関係から入隊から江戸脱走前を扱うことにする。

なお、戸張伝右衛門の『慶応日記帳』については、既に『吉川市史近世史料編』に日記の全文が掲載され、『吉川市史 通史編1』においてその概要について触れている⁽³⁾。今回『慶応日記帳』が二〇一七年度吉川市指定文化財候補となったことから改めて調査を行った。本稿はその報告書作成にあたり史料を見直し、明らかにした点をまとめたものである。

1 武蔵国葛飾郡二郷半領の兵賦人

(1) 吉川村伝右衛門入隊時の二郷半領の兵賦人

既に明らかにされているように、幕府は文久改革において幕府直属の親衛常備軍の編成をめざし、まず旗本領に対して兵賦令を発した。その後元治元年になって兵賦徴発範囲を関東幕領にまで拡大し、翌慶応元年五月には、御進発に伴って「御府内御備向御手薄二相成」⁽⁴⁾という名

目で、高千石につき一名、年齢十五才から四五才、身体強壯のものとい
う条件で、兵賦人差出命令が出された。本稿で分析対象とする二郷半領
とその周辺の幕領の村々にも、同様に差出命令が出されている。⁽⁷⁾このと
きの兵賦人の選定プロセスについては、既に『吉川市史 通史編1』⁽⁸⁾で
も述べているのでそちらを参照されたいが、このときに選抜の枠組みに
なったのは、「千石以下之村方二は最寄御料所組合村々申合、二ヶ村二
而壹人或は三ヶ村二而貳人、夫々村高二応差出候積り」とあるように、
いわゆる改革組合村の組織であった。二郷半領は、一円幕領で代官佐々
井半十郎支配下にあり、三輪野江組合と平沼組合の二つの組合に編成さ
れていた。三輪野江組合は四一ヶ村（内一ヶ村は無民）七一八〇石余、
平沼組合四〇ヶ村一二七一二石余で、それぞれから高に応じて兵賦人が
選抜され、各一名計二名の兵賦惣代が諸事差配をしている。「元治二年
御用留」からは、慶応段階での兵賦惣代は、三輪野江組合は長沼村藤左
衛門、平沼組合は花和田村鹿之丞であり、給金支払や必要品の調達、兵
賦人と村人との取次などの取りまとめをしているのも彼ら二名であつた
ことがわかる。

ここでは、二郷半領から出た兵賦人について明らかにしていきたい。
戸張伝右衛門による『慶応日記帳』には、「丙寅 慶応二年八月吉辰
萬日記覚帳」⁽¹⁰⁾と記された中表紙をめくると最初に次のような記載がみら
れる。

「丑 花和田村 岩太郎 乙撒兵
上彦名村 彦次郎 小隊八

丑 彦糸村 良輔 小隊七

寅 上彦川戸村 初五郎事 小隊七

寅 下笹塚村 惣次郎 小隊三

寅 大廣戸村 嘉之助 小隊三

寅 関新田村 ○両五郎 小隊二

寅 半田村 佐左衛門 小隊六

寅 三輪野江村 伊之吉 小隊二

寅 中曾根村 初右衛門 小隊六

寅 七月下旬生兵一番二入 川野村 勘五郎 甲撒兵

寅 八月五日生兵五番二入 吉川村 照吉改 伝右衛門 小隊二

寅 九月十三日生兵二番二入 同 村 仲右衛門事 平助

寅 九月廿六日生兵四番二入 横堀村 新次郎 甲撒兵

寅 十一月十四日生兵一番二入 下新田村 徳太郎 小隊一

寅 十一月十七日生兵一番二入 関新田村 良助事 龍助

ここにみられる花和田村から関新田まですべて二郷半領の村々であ
り、これは、伝右衛門が把握していた限りでの、丑（慶応元）年五月以
降、兵賦差出命令に従って出た二郷半領の兵賦人たちの名簿であると思
われる。これによると、まず丑年に花和田村・上彦名村・彦糸村から三
名が出て、寅（慶応二）年になってからも徐々に上彦川戸村以下十三名
が兵賦として出たことがわかる。これらの村々を組合村別にみると、花
和田・川野・上彦川戸・下笹塚・吉川・中曾根・上彦名・関村八ヶ村は
平沼組合に、三輪野江・大廣戸・判田・横堀・下新田・関新田六ヶ村は

三輪野江組合に属している。

花和田村岩太郎から中曾根村初右衛門まで入隊の日付の記載がないのは、日記の記録者である戸張伝右衛門が入隊する前のことであるため把握できなかったためであろう。七月以降入隊者をみると、いずれも生兵として一番から五番に分けられて入隊し、その後各小隊に振り分けられたことがわかる。

また、続いて

「

花和田村	岩太郎	甲撒兵
下笹塚村	惣次郎	小隊二
三輪野江村	伊之吉	小隊二
川野村	勘五郎	甲撒兵
吉川村	伝右衛門	小隊二

卯四月中旬下り

横堀村	○新次郎	甲撒兵
下新田村	徳太郎	生兵一
関新田村	龍助	兵生一

卯五月上旬生兵一番二入

長戸呂村	桑蔵	生兵一
新次郎代	彦次郎	小隊八
上彦名村	良助	小隊七
彦名村	仙太郎	小隊七
上彦川戸村	嘉之助	小隊三
大廣戸村	佐左衛門	小隊六
半田村	初右衛門	小隊六
中曾根村	平助	生兵二
吉川村		

小川町ヨリ正月下旬

下り組

吉川村	平助	生兵二
-----	----	-----

」

とある。ここからわかることは、寅十一月までに入隊したもののうち、

横堀村新次郎は卯四月中旬に「下り」すなわち帰村し、代わりに同じく三輪野江組合の長戸呂村桑蔵が卯五月上旬に入隊していることである。

また、「小川町ヨリ正月下旬下り組」として上彦名村から吉川村まで七名の名がみられ、これら七名はこのときに帰村したものである。かれらは丑から寅年にかけて入隊したものであるので、この正月とは卯

(慶応三年) 正月のことであろう。慶応三年正月の時点でおおよそ半数が

帰村したことになる。その理由は定かではないが、同じころ伝右衛門と伊之吉は選ばれて横浜にフランス式軍隊の訓練に出かけており、この時

点で兵賦人の選別や組織変更があったのかもしれない。

また「元治二年御用留」には次のような記述がみられる。

「 覚

一兵賦御差紙二付御役所罷出候所、出生身分御札二御座候

右御請書

武州葛飾郡吉川村

重郎左衛門伯父安次郎

右之もの兵賦人として差出候身分御尋二付奉申上候、全村方出生之者二而他所より罷越候もの二無御座候、仍之御受書奉差上候、以上

丑六月廿六日

右村年寄半兵衛

佐々井半十郎様

御役所

これによると、丑(慶応元年)五月の兵賦差出命令によって選抜された

ものとして吉川村重郎左衛門伯父安次郎がいたことがわかる。安次郎は身元について不明な点があり、年寄の半兵衛が代官役所から呼び出しをうけている。しかし、伝右衛門の日記の中の入隊名簿に安次郎の名前は見当たらず、伝右衛門が把握している以外にも兵賦人として出たものがあることが窺える。安次郎のその後は不明であるが、結局村から出なかつたか、出たとしてもすぐに帰村したものと思われる。このように、入隊前に審査されて落とされるもの、一度兵賦として入隊しても一、二年で帰村するもの、そのまま継続して歩兵として残るもの、また帰村した者の代理としてあらたに兵賦に出るものなど、頻繁に村人が入れ替わっていたことがわかり、兵賦徴集の実態を把握することはなかなか困難である。日記を記載した戸張伝右衛門もまた「木壳新田村彦治郎悻三治郎代り伝右衛門」とあり、代理として兵賦に出た人物であることがわかる。⁽¹²⁾

ところで、これらの二郷半領の兵賦人の選出や給金・諸手当などについて在地において統括していたのが既述のとおり二つの組合から選出された兵賦惣代であり、『慶応日記帳』には兵賦惣代として長沢村藤左衛門・花和田村鹿之丞・関新田兵左衛門、触継小惣代として関村七郎兵衛の名前が見えている。

(2) 慶応四年段階の二郷半領の兵賦人

さて、二郷半領の村々から出た兵賦人のうちおよそ半数が途中で帰村しているが、その後も歩兵として残留したものたちの足取りを追ってみたい。日記から確認できるのは以下の八名である。

- ① 花和田村岩太郎
- ② 川野村勘五郎
- ③ 下新田村徳太郎
- ④ 関新田村龍助
- ⑤ 三輪野江村伊之吉
- ⑥ 吉川村伝右衛門
- ⑦ 下笹塚村惣次郎
- ⑧ 長戸呂村桑蔵

このうち、慶応四年辰年正月段階で名前が出てこなくなっているのは⑦下笹塚村惣次郎と⑧長戸呂村桑蔵の二名である。⑦下笹塚村惣次郎は、「卯春辰口屯隊伍」と「卯弥生改」に名前がみられ、慶応三年までは兵士でいたが、以後名前が消えている。⑧長戸呂村桑蔵も伝右衛門と配属が異なつたせいが入隊以後は全く名前が出てこない。それ以外の六人については、少なくとも慶応四年正月段階では兵士として江戸の屯所にいたことが確認できる。そのことは辰正月七日に兵賦惣代に当てて出された次の書状から明らかになる。

「：旧冬申上州浪人追討被仰付右手当金拝借仕度候處、餘急場ニ而迎茂間似合不申、依而住所居付次第書面を以御願申上候趣之文通致し出立仕、館林迄罷越逗留中江戸表急飛脚到来致、直様引返しニ相成、亦々遠国出張之御沙汰有之候故、兼々対談之金子右者戦争場出張之砌り御手当金三拾兩宛被下候趣ニ而御用相勤罷在候處、此度以之外ニ而、御支配之御役合ニ相成聊之御手当ニ預り我々共各々方ニ被見捨、向後何様之御取計ニ相成候哉茂難量、旧冬廿五日薩州乱入之砌り当方申、今般御約定之通金三拾兩御手当有之候得者先々承知致し罷在候故相勤可申、愈以右金子御手当無之ニおゐて者、以来何様之御身捨ニ預り候茂分兼案心不仕候間、六人共御用中恐入候得共、出奔仕一同今御

面談可仕、其節委細可申述候、何れ共此飛脚之者^江御返書被下候様奉願上候、先者書面而已如此二御座候、早々不備

三番丁屯所

岩太郎

勘五郎

伊之吉

伝右衛門

徳太郎

龍太郎

辰 正月七日朝出ス

兵賦惣代

藤左衛門様

鹿之丞様

三番丁屯所

大一御料所

龍輔

伝右衛門

武州式郷半領長沼村

御苗藤左衛門様

同州同領花和田村

同 鹿之丞様

外組合中

急用向

裏書辰正月七日朝出ス

賃銭先拂 封

戸張伝右衛門『慶応日記帳』にみる御料兵の実態について

この書状が出された辰（慶応四年）正月七日は、鳥羽伏見の戦で幕府軍が敗走した数日後になる。この事態をうけて兵賦人たちに動揺が走ったことが窺える。この書状の内容から、彼ら六名はともに、上州出流山事件や薩摩藩邸焼き討ちに幕府兵として出動していたこともわかる。二郷半領から出たこの六人は、この後の身の振り方に不安を感じ、吉川村伝右衛門と関新田村龍輔を代表として、村から手当金として受け取るこ
とになっていた金三〇両の早期支払いを歎願している。

この歎願に対して、兵賦惣代らは「組合中^江早々飛脚を以て廻文差出し出会評議之上何れニ茂御沙汰可仕」とするが、「領中一同大金而已故触継并重立候者相談之上ニ無之候而者何共難申上」とし、また兵賦惣代も交代しているのが、次回からは花和田村俊太郎、大廣戸村三郎、彦川戸村茂左衛門、関村七郎兵衛、道庭村知宇三に連絡するようにと伝えてきた。

正月十日には新たに惣代になった花和田村俊太郎から二郷半領兵賦中に当てて書状が届いているが、「書状尅通受取申候、同役^江早速相違可申候、対談人者何方之誰ニ候哉、其者江懸合可然存候」とあり、心もとない限りであった。

その後三月までの数ヶ月間の動向は、伝右衛門と、伝右衛門と同じ小隊にいた伊之吉以外は不明である。しかし、三月に提出された佐々木半十郎支配下御料所兵賦一同からの嘆願書を見るとこの六人の名がみられるので、それまでは兵士であったことがわかる。

「乍恐以書付奉願上候

當御支配所兵賦一同奉申上候、私共御軍役五ヶ年之間相勤御用濟之節勤中之御備金頂戴仕帰村可仕精勤罷在候處、追々諸色諸共高直折柄御用繁多二而、當節別而之儀二付難洪罷在、然ル處面々村方実家諸色高直打續困窮致候得共、当方時節柄月々給分二而手当難相成り、今般無余儀是迫勤中之内御備金壹ヶ年分村方実家方へ御下ヶ被成下候様奉願上候、且又先般御仕法被仰付候儀茂御座候得共、御備金御下ヶ御聞濟二不相成候節者郡中^江御下ヶ金二相成候迫揜替金之儀被仰付候様何卒以 御慈悲ヲ御聞濟之儀偏ニ奉願上候 以上

小頭 文吉 同 仁右衛門 同 喜代三 同 弥三郎
 七之助 九十九 萬太郎 半七 算次郎 徳三郎
 平五郎 駒吉 勇吉 伊之助 八五郎 吉松 助作
 兼吉 庄左衛門 伊六郎 久兵衛 金四郎 喜太郎
 紋藏 伝右衛門 岩太郎 徳太郎 龍助 勘五郎 庄藏
 留藏 喜一郎 善治郎 金藏 三右衛門 辰五郎
 丈治郎 伊之吉 メ三十八人」

ここに連名している三八人は「當御支配所」とあることから代官佐々井半十郎支配下から出た兵賦人たちである。この中に二郷半領から出た六名の名前が確認できる。内容をみると、村に残した実家の経済的窮状を訴え、御備金一年分の早期下げ渡しを訴えている。宛名の記載がないが、内容からみて代官所宛てに提出されたものであろう。しかしその返答として記録されているのは、辰三月九日付の旧兵賦惣代長沼村藤左衛門からであり、「尤今般色々出金勝二而困居候處^三御座候間、何れニ決

着相成候哉早々有無御沙汰可仕候」との返事のみであった。また再び龍助と伝右衛門から長沼村藤左衛門・花和田村鹿之丞に当てて「然者書面ヲ以御無心筋御願申入候處、御返事二而被仰越候者早速触繼衆^江御廻し御評議被下候様御申越候間待居候所、今以何之御沙汰茂無之、且當節柄兼而御噂茂可有之候得共、京都表分御軍勢御差向被遊有栖川御宮、橋本大納言様、其外薩長土御大名方御附添凡六百人余東海道中仙道甲州道中三道御下り二相成、最早品川宿中仙道板橋宿迄御下り御留逗被遊候由、左候得者多分明日ニ茂戰爭ニ可相成与存候、実ニ一同心配罷在、依而者當節御用多二而片時茂用捨無之、昼夜相勤罷在候、我々ニ於茂先達者^者金錢斗待申何ヶ様何成候共只今之姿二而晒^ツ至与難洪罷在候間、前段之趣意御役合當七月分前借被成下候様呉々茂御願申上候 以上」との書状を出し、その窮状を再び訴えている。しかし、三月十五日に戻ってきた返事には、「然ル處今般東山道大宮宿高百石ニ付人足式十人最料附添可差出、若否申者^者首をはね小前之者^者焼捨候様、大垣長州薩州御附添岩倉殿御通行ニ付、嚴重之御印状ニ而村々順脚致、右人足召連大宮宿へ出張致し候、又候下総小金町^江水戸殿御下国ニ付高百石ニ付人足十五人馬三疋可差出旨小笠原甫三郎様分御印状ニ付是茂無餘儀人馬差出候義ニ付、領中一同愁殺致候、小子今ハ九日分廻文差出し候得共、俊太郎殿始メ一向沙汰無之、如何致候哉難計、前文之通りニ御座候間、何れニ茂今般之騒動あらましづまり候迄殊ニ外触繼共イツ集会被致候哉小子方二而も否難申上、以後御書面差出し候ハ、花和田村俊太郎大廣戸村三郎兩人方へ御遣し可被下候」とあり、村でも対応できる状況ではなく、

兵賦惣代の交代によって村との交渉も不自由になつていたことが窺える。

この書状が、四月の西丸屯所脱走前に村とやり取りがなされた最後であり、それまで行動を共にしてきた六人のうち伝右衛門と伊之吉以外は以後の行動は不明となる。伊之吉は一時期を除き、入隊時から伝右衛門と同じ小隊にいたため比較的記録が多く残っている。少し溯つてみると、三輪野江村伊之吉は伝右衛門より少し早い入隊だったらしく月日は不明であるが、慶応二年寅年に入隊し、小隊二に所属していた記録がある。伝右衛門は既述のとおり八月五日に生兵五番で入隊しその後すぐ小隊二（二番小隊）に配属されている。伊之助は寅十月中旬改、寅霜月下旬改にも二番小隊に名前が見え、卯正月十五日からは同じく佐々井半十郎配下の吉川村伝右衛門、寺島村島之助、金町八五郎、金町吉松ら四人とともに横浜にいき、筒組に属してフランス式軍事訓練をうけている。その後も卯十月二三日改には名がみられるが、「伝八郎・伊之吉・喜一郎・鋼之助・幸右衛門・吉蔵メ六人 右之者十一月十一日六番小隊^江引越二相成候」とあり編成替によつて別的小隊に移動になっている。しかし、一時的な異動だったようで、辰正月改では六名とも二番小隊に戻っている。ただし辰三月になると小隊の中に伊之吉の名はみられなくなる。辰三月十五日兵賦惣代からの返事を受け取つた伝右衛門は、借金の交渉と病床にあつた娘よねの様子をみるため二四日無断で隊を抜け出し郷里に一時帰宅しており、このときの日記に「二四日朝住吉屋出立拔新道太吉妻^江頼置、夫今紺屋町之際藤治郎新道健三郎女房二伊之吉外組^江書付頼、夫今馬喰丁大坂屋次兵衛方へより、夫今長沼村藤左衛門方

戸張伝右衛門「慶応日記帳」にみる御料兵の実態について

へ行同夜泊り」と伊之吉の名前が見えているが、その状況は明らかではない。しかし、これ以後は伊之吉については日記に出てこないので、伝右衛門とは行動を別にしたことがわかる。

こうして、四月十一日明け方、幕府軍として西ノ丸屯所を脱走することになったのは、二郷半領から出た兵賦の中では吉川村戸張伝右衛門のただ一人だったのである。

2 戸張伝右衛門「慶応日記帳」からわかる御料兵の実態

―脱走前の生活―

幕府の歩兵頭から慶応四年辰二月二八日から歩兵奉行をつとめ、戊辰戦争で幕府脱走兵を指揮した大鳥圭介は御料兵について次のように回顧している。「私は始終屯所に通勤し、毎日出て操練をなし、附属の士官は今の様に大尉が幾人、少尉が幾人と云ふ様にそれを指揮したが、その中隊なり、小隊なりの教官は旗本の子弟であつて、兵卒は府下無頼の徒を募集した。その前に江川太郎左衛門の手で仕立てた、御料兵というものがあつた。これが五百人もあつたろう。代官が御料兵を直接に指揮して居る。これは神奈川とか、八王子とか、藤澤とか云ふ所から、町家農家の二三男の者呼び出して、それに訓練させたが、ずいぶん良い兵で、強くはないが確かな家の息子や弟であるから、身持などが善かつた。」⁽¹³⁾と述べている。大鳥圭介が回顧しているように、御料兵は総勢でおよそ五百人いたとある。ただしこれが曖昧な記憶であることも確かである。また、後にみるように勝海舟は『陸軍歴史』⁽¹⁴⁾の中で御料兵について「四

百人」という数字をあげている。これらの数字は、幕府役人の立場からの記載であり、御料兵の全体を知る上で貴重ではあるが、その中身についてはあまり詳細はわからない。一方『慶応日記帳』をみると、御料兵についての記載で、卯十月十三日改で三六九人、卯十月二三日改で四一人とあることをみても、『慶応日記帳』が記載する内容はほぼ御料兵の全体をみる上で信用のおける数字であることがわかる。従って、この日記を検討することで、御料兵の立場から、その実態についてかなり接近することが可能となるといえる。

以下、隊編成のプロセスや、入隊後の生活、給金などについてみていきたい。

①入隊後の生活

『慶応日記帳』によれば、慶応二年八月五日生兵五番に入隊したのは、佐々井半十郎支配下武州葛飾郡二郷半領戸張伝右衛門の他、小川達太郎支配所上総国市原郡山小川村長左衛門・同支配所上総国周准郡鹿子崎村次兵衛の三名であった。少し遅れて八月十二日松村忠四郎支配所武州足立郡浦和村廣吉が同じく生兵五番に入隊している。八月十三日時点で、生兵五番に所属していたのは、辰吉・梅治・徳次・忠市・四三郎・孫七・佐左衛門・長左衛門・次兵衛・伝右衛門・廣吉・与八郎・兼松の一三名である。この日「昼前右五番四番^江入込二相成」とあるように、生兵五番は人数が少ないことから生兵四番に編入された。慶応二年卯八月十三日現在の生兵四番・五番の編成は次のとおりである。

「

五人組

松本直一郎支配
小川達太郎支配
中山誠一郎支配
松村忠四郎支配
松平肥後守預所
辰吉（生兵五番より編入）
次兵衛（上総国周准郡鹿子崎村生兵五番より編入 八月五日入隊）
森治郎
廣吉（武蔵国足立郡浦和村生兵五番より編入 八月十二日入隊）
國吉（奥州熊倉郡下高平村 八月十三日入隊）

四人組

川上猪太郎支配
川上猪太郎支配
松平肥後守預所
川上猪太郎支配
岩吉事岩次
又三
松五郎（奥州置賜郡岡屋地村 八月十三日入隊）
四三郎

四人組

北條平次郎支配
川上猪太郎支配
松平肥後守預所
松平肥後守預所
縫吉（常陸国真壁郡寺上野村 八月十三日入隊）
芳松
清蔵（奥州熊倉郡下高平村 八月十三日入隊）
要蔵（奥州耶麻郡大沼組 中野 目村 八月十三日入隊）

四人組

松平肥後守預所 亦吉（奥州置賜郡岡屋地村 八月十三日入隊）

小川達太郎支配 八十吉（上総国周准郡鹿子崎村 八月十五日入隊）

北條平治郎支配 磯吉（常陸国真壁郡寺上野村 八月十三日入隊）

川上猪太郎支配 源四郎

松村忠四郎支配

佐々井半十郎支配

惣代

晴吉 傳右衛門（武蔵国葛飾郡二郷半領吉川村 生兵五番より編入 八月五日入隊）

病院惣代

森孫三郎支配

小川達太郎支配

兼松 長左衛門（上総国市原郡山小川村 生兵五番より編入 八月五日入隊）

病人

川上猪太郎支配

川上猪太郎支配

松本直一郎支配

中山誠一郎支配

儀蔵 常蔵 儀平 栄蔵事苦蔵

締人

松平丹波守預り 惣兵衛

松平丹波守預り 与七郎

森孫三郎支配 團之助（奥州檜葉郡下小花村 八月二〇日入隊）

松本直一郎支配 惣八（信州高井郡片塩村 八月二〇日入隊）

同断

松本直一郎支配 小六（信州高井郡中野村 八月二〇日入隊）

御代官下り 市兵衛

惣ノ三拾壱人

寅八月下旬改（一）内は表1を参照して筆者が記入した。

ここにみられるように、総勢三九人で、八月中に入隊したものを中心に、出身国にかかわらず五人組・四人組に編成されていることがわかる。生兵五番の一三人のうち六名のみ名前が見えることから、約半数は他の班に編入された可能性がある。伝右衛門は生兵四番の惣代として名前が見えている。

日記には、寅九月下旬、寅十月中旬、寅霜月下旬頃のそれぞれの屯所の部屋割りが図で記録されている。寅九月下旬には生兵四番は東側の井戸の近くに位置していた。この部屋で三一人が生活することになったのである。生活に必要な品物は、布団などの夜具以外は支給された。⁽¹⁵⁾

「八月預り

一薪 六拾束

一炭 壹俵

一附木 拾把

一燈心 五わ

一蠟燭 七挺

一水油 壹升

一火口 貳袋

八月十一日

一水油 壹升

八月十六日

一真木 七十五束

一炭 壹袋

一燈心 六わ

一附木 拾把

一火口 貳袋

一蠟燭 八挺

八月廿一日

一水油 壹升

右之品々毎月御下ヶ被下置候、尤夏冬又者人数多少ニ寄違有之候」

とあり、入隊時に薪・炭・附木・燈心・蠟燭・水油・火口などの消耗品が配布されている。水油の消耗が早かったようで、月に三回も受け取っている。また、各部屋ごとに備え付けられていたのが次の品物である。

「一 壹部屋預り品左之通り

一木行燈 但油皿押共

一白木火鉢箱 但瀬戸火鉢并五得火器共 壹ツ

一八間行燈 但銅カンテラ并引上ヶ紐引付 貳ツ

一銅薬罐 貳ツ

一比々焼茶碗 貳十

一番号弓張提灯 壹張

一火打箱 但石鎌共 壹ツ

一荷桶 但椶欄繩共 壹荷

一天秤棒 壹本

一手桶 壹ツ

一雑巾手桶 壹ツ

一雑巾 壹ツ

一大盥 壹ツ

一油徳利 但壹升入 壹本

一塵取 壹ツ

一小盥 壹ツ

一四斗樽 壹ツ

一長火箸 貳せん

一手箒 壹本

一髪結諸附共 貳通

一竹箒 壹本

一五合柄杓 壹本

一自在竹

式本 一

これらは一部屋分ではあるが、三〇人ほどの兵士が生活するにしては、不十分な設備であろう。ともかくもこうして八月には兵士としての生活が開始した。

当時の御料兵は、甲撒兵・乙撒兵・壹番小隊・貳番小隊・参番小隊・四番小隊・五番小隊・六番小隊・七番小隊・八番小隊・生兵一番・生兵二番・生兵三番・生兵四番・太鼓方の一五の小隊に分かれており、人数の多少に応じて第二小隊が結成された。例えば九月下旬の屯所の部屋割りを見ると、大二五番小隊・大二七番小隊などがみられ、寅十月中旬には、大二七番小隊・大二八番小隊・大二九番小隊などがみられるなど、その時々で小隊の編制は頻繁に変わっている。しかし大枠は生兵と本隊である一〇の小隊からなりたっていたといえることができる。

また、生兵はまだ経験の無い新人たちであるのでそれぞれ小隊から世話掛が決められている。八月に入隊した生兵の係りは七番小隊が担当し、それぞれ

「生兵壹番之掛	七番小隊	惣代	大輔
生兵貳番之掛	同	同	嘉右衛門
生兵参番之掛	同	同	八十郎
生兵四番之掛	同	大森	同
		武兵衛	一

とある。こうして本格的な訓練が八月晦日から開始されている。

戸張伝右衛門「慶応日記帳」にみる御料兵の実態について

ところで、表1は、慶応二年八月一三日以降十月頃までに生兵四番に配属された兵賦人の一覧である。出身地の記載には郡名等に当て字や誤りが多くみられるため適宜訂正を加えていることを附言しておく。伝右衛門が入隊した慶応二年は東国諸国の幕領から続々と兵賦人が江戸に集まってきた時期である。¹⁶この表からは、慶応二年八月初旬までにおよそ五〇人余りの村民が生兵四番に入隊し編成されたことがわかる。もちろん十月以降も兵賦人が集まってきたことはまちがいないであろう。しかも、その出身地は奥州から三州までの広がりを持っている。この後に伝右衛門が所属する二番小隊には、後述のように奥州や三河方面の出身者がいないことから、各地から集まった幕領の兵賦人たちはいったん生兵として集められたあと、一定の基準に基づいて、各小隊に配属されたものと思われる。その基準は定かではないが、出身地域や支配代官なども参考にされた可能性があらう。

さて、寅十月になると、伝右衛門の名は生兵四番から二番小隊にみられる。八月晦日から一定の訓練をうけて十月になって小隊に入隊することができたと思われる。この間激しい訓練があったことは、十月朔日の各小隊取締から、「陣股引之儀大破レニ相成候分ハ踰処分方相成候積り、不同ニ差出候而者御役所江御混雑之事故二七五ツ時ヨリ四ツ迄ニ可差出事、尤少シ位之破レ者可成丈取締被成、其上手入いたし兼候分ハ部屋番号勿当人之名前御印一纏ニ致可差出様」との口達の内容からも窺うことができる。このときには各小隊にはそれぞれ取締役がおかれ、十月段階では、撒兵壹番取締 清五郎・同 二番取締 松五郎・小隊壹番取

表1 慶応2年寅年8月～10月 御料兵生兵四番入隊者名簿

生兵四番入隊		出身地			氏名	備考	
月	日	代官所名	国名	郡名 村名			
8	13	松平肥後守御預り所	奥州	耶麻郡大沼組	中野目村	要蔵	
8	13	松平肥後守御預り所	奥州	熊倉郡	下高平村	国吉	
8	13	松平肥後守御預り所	奥州	熊倉郡	下高平村	清蔵	
8	13	松平肥後守御預り所	奥州	(置賜郡?)川沼村要田組	岡屋地村	亦吉	
8	13	松平肥後守御預り所	奥州	川沼村要田組	岡屋地村	松五郎	
8	20	森孫三郎支配	奥州	岩木奈良葉郡(檜葉郡)	下小花村	團之輔	將軍他界につき出牢,入隊
9	21	多田重三郎支配	奥州	石川郡	浅川村	清之丞	
9	22	多田重三郎支配	奥州	白川郡	関岡村	太郎兵衛	
9	24	森孫三郎支配	奥州	伊達郡	上糠田村	佐助	
9	24	森孫三郎支配	奥州	伊達郡	立子山村	丹蔵	
9	24	森孫三郎支配	奥州	伊達郡	上小国村	庄蔵	
9	24	森孫三郎支配	奥州	信夫郡	上鳥渡村	善四郎	
8	13	北条平次郎支配	常州	真壁郡	寺上野村	磯吉	
8	13	北条平次郎支配	常州	真壁郡	寺上野村	縫吉	
8	24	大竹左馬太郎支配	常州	河内郡	周塚村	政吉	
9	2	大竹左馬太郎支配	常州	志田郡(信太郡)	下嶋津村	貞蔵	
9	2	山内源七郎支配	野州	浜郡(芳賀郡)	東台村(東田井村)	寅蔵	
9	15	山田源七郎支配	野州	都賀郡	横倉新田	次左衛門	
9	1	今川要作支配	武州	荏原郡	下高輪村	喜兵衛	
9	1	今川要作支配	武州	荏原郡	下高輪村	六蔵	
9	26	今川要作支配	武州	荏原郡	八幡塚村	六之輔	
9	6	大竹左馬太郎支配	武州	埼玉郡	越谷宿	鉄五郎	
9	6	大竹左馬太郎支配	武州	埼玉郡	裏慈恩寺村	代蔵	
9	16	大竹左馬太郎支配	武州	埼玉郡	八条領西方村	五左衛門	
9	21	大竹左馬太郎支配	武州	葛飾郡	本郷村	鹿蔵	
9	22	大竹左馬太郎支配	武州	葛飾郡	佐左衛門村	勘蔵	
9	22	大竹左馬太郎支配	武州	足立郡	戸塚村	庄蔵	
9	27	大竹左馬太郎支配	武州	埼玉郡	徳力村	亀吉	
9	28	木村甲斐守支配	武州	秩父郡	足久保村	常治郎	
8	13	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡二郷半領	吉川村	伝右衛門	8月5日生兵五番に入隊
9	18	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	大畑村	駒吉	
9	26	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡二郷半領	横堀村	新次郎	
8	13	松村忠四郎支配	武州	足立郡	浦和村	廣吉	8月12日生兵五番に入隊
9	14	松村忠四郎支配	武州	足立郡	浦和宿	金治郎	
9	14	松村忠四郎支配	武州	埼玉郡	久喜新町	藤右衛門	
9	26	松村忠四郎支配	武州	小山郡(豊島郡?)	上板橋村	誠兵衛	
9	6	大竹左馬太郎支配	下総	香取郡	神崎村本宿	長右衛門	
9	18	北条平治郎支配	下総	岡田郡	崎房村	三五左衛門	
9	24	大竹左馬太郎支配	下総	相馬郡	布佐村	与左衛門	
8	13	小川達太郎支配	上総	市原郡	山小川村	長左衛門	8月5日生兵五番に入隊
8	13	小川達太郎支配	上総	周准郡	鹿子崎村	次兵衛	8月5日生兵五番に入隊
8	15	小川達太郎支配	上総	周准郡	鹿子崎村	八十吉	
8	20	松平丹波守御預り所	信州	伊奈郡	沢村	惣兵衛	將軍他界につき出牢,入隊
8	20	松平丹波守御預り所	信州	筑摩郡	今村	与七郎	將軍他界につき出牢,入隊
8	20	松平直一郎支配	信州	高井郡	中野村	小六	將軍他界につき出牢,入隊
8	20	松平直一郎支配	信州	高井郡	片塩村	惣八	將軍他界につき出牢,入隊
9	21	松本直一郎支配	信州	高井郡	竹原村	龍助	
8	27	松本直一郎支配	信州	佐久郡	本間川村	泰蔵	
10	2	田上勘蔵支配	三州	糠田郡(額田郡)	足之谷村	甚之助	

史料：『慶応日記帳』

締 栄輔・小隊式番取締 敏郎・同三四番取締 四番惣三郎・同五六番取締 五番庄右衛門となっており、兵士への連絡や生活の管理など、月番で屯所全般の取締をしている。

②二番小隊への入隊と出動

日記には、伝右衛門が所属した二番小隊について、寅（慶応二年）十月中旬、寅十一月、卯（慶応三年）春、卯十月、卯十一月、辰（慶応四年）正月、辰三月にメンバー改めの記録がみられる。表2は、確認があった時々のメンバー一覧と、卯春に作成された関東幕領から集められた御料兵の名簿を照合させたものである。卯春に作成された名簿は、関東の幕領の代官ごとに七三名の兵賦人の名前・年齢・出身地が記載されたもので、二番小隊のみの名簿ではなく、二番小隊に一度もなまえが出てこないものも七名ほどみられる。従って、御料兵全体のもののようなまとまりを示す名簿なのか不明であるが、大半が一度は二番小隊に所属したことがあるものたちであるので、隊の性格をみる上で有効であるため対照し、二番小隊に名前が出て来るもの、二番小隊に名前が出て来るが、卯春名簿には出てこないもの、二番小隊に名前がないが、卯春名簿には記載があるものの三つに分類して発表した。これによると、二番小隊は関東幕領出身者で編成されていたこと、取締・小頭・小頭助の役職があること、隊員数は三四から五二人と常に変化していることなどが見て取れる。史料に基づいてもう少し詳しくみていくと、寅十月頃の二番小隊は、全部で三七名、取締が江川太郎左衛門支配下相模国高座郡藤沢宿の敏郎、小頭が同じく江川太郎左衛門支配下武州多摩郡八王子村の隼之

助、小頭助が今川要作支配下の武州荏原郡岩口村の貞蔵であった。取締・小頭とも江川配下の兵賦人が任命されていることは注目できる。それれ三〜四人で班を形成し、全部で九班が取締・小頭の下で行動していた。藤沢宿敏郎は辰正月まで一貫して頭取を勤め、小頭は八王子村隼之助・小頭助は岩口村貞蔵が卯十一月まで勤めている。寅十一月からは一〇班になり、惣代二名（多吉・仁右衛門）があらたに選ばれた。「卯春辰ノ口屯隊伍」では一〇班で、取締一名のほか小惣代が三名（貞蔵・惣左衛門・弥三郎）、小頭が二名（隼之助・代五郎）、「卯弥生改」では取締敏郎のほか、小頭三名（隼之助・代五郎・国治郎）、小頭助三名（貞蔵・惣左衛門・弥三郎）・惣代二名に増加している。この間二番小隊も寅十月三七名から十一月には四四名に増加し、卯春伝右衛門らが横浜にいつている間は四九人、卯正月から横浜で訓練を積んで帰屯後の卯弥生には五十二人になっており、日々人数が増加していることがわかる。こうして卯十月にはいわゆる御料兵がほぼ出揃い、整理されて次のような人数構成になっている。

「 兵賦人別

（十月）十五日 竹橋々四拾四人帰り

五拾九人 甲撒兵

三拾九人 乙撒兵

三拾六人 壺番小隊

四拾人 式番小隊

四拾壹人 三番小隊

表2 御料兵二番小隊名簿

氏名	(寅10月頃 二番小隊)	寅11月頃	卯春辰口屯隊伍	卯弥生改	卯10月15日 二番小隊(40人)	卯11月晦日改 (出流山出陣時)	辰正月下旬改	辰3月四番小隊	卯春名簿に記載がある御料兵73名の年齢・出身地				
									年齢(卯春)	支配所	国名	郡名	村名
鉄次郎(紋右衛門)			○	○	○	○	○	○	44	今川要作支配	武州	橘郡(橘樹郡)	牛宇田村
勘兵衛		○	○	○	○	○	○		31	今川要作支配	武州	稲毛領	管村
喜兵衛			○	○	○	○	○	○	37	今川要作支配	武州	荏原郡	高繩村
貞蔵	小頭助	小頭助	小頭助	ス	小頭助	小頭助			29	今川要作支配	武州	荏原郡	岩口村
是助	○	○							27	今川要作支配	武州	多摩郡	子金村
代五郎			小頭	小					35	今川要作支配	武州	多摩郡	西久保村
銀蔵		○	○	シ					28	今川要作支配	武州	豊島郡	土支田村
敏郎	取締	取締	取締	ト	取締	取締	取締		32	江川太郎左衛門支配	相州	高座郡	藤沢宿
七五郎	○	○							30	江川太郎左衛門支配	相州	津久井県	中野村
團治郎				小	○	○	○	○	35	江川太郎左衛門支配	相州	津久井県	寸沢嵐村
重五郎	○	○	○	○	○	○	○	○	37	江川太郎左衛門支配	武州	多摩郡	田無村
善兵衛	○	○	○	○	○	○	○	○	33	江川太郎左衛門支配	武州	多摩郡	木曾村
隼之助	小頭	小頭	小頭	小	小頭	小頭			25	江川太郎左衛門支配	武州	多摩郡	八王子村
登之助			○	○	○				25	江川太郎左衛門支配	武州	多摩郡	日野宿
健三郎			○	○	○	○			31	江川太郎左衛門支配	武州	多摩郡	野田新田
金之助			○						24	大竹左馬太郎支配	武州	葛飾郡	杉戸村
吾助			○	○	○	○	○	○	23	大竹左馬太郎支配	武州	葛飾郡	幸手宿
菊蔵	○	○							36	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	下総	香取郡	万力村
延吉	○	○		○					23	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	下総	香取郡	田部村
繁蔵	○	○	○	○					25	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	常州	河内郡	飯出村
幸右衛門	○	○	○	○	○	○	○	○	22	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	武州	葛飾郡	堤峯村
金之助	○	○	○	○	○	○	○	○	23	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	武州	葛飾郡	本郷村
銀蔵	○	○	○	○	○	○	○	○	19	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	武州	葛飾郡	川藤村
多吉(太吉)	○	惣代	惣代	ソ	惣代	小頭助			37	大竹左馬太郎支配 ⇒川津伊豆守支配	武州	埼玉郡	西新井村
林兵衛	○	○	○	○	○	○	○	○	28	小川達太郎支配	房州	朝夷郡	白浜村
勇助	○								40	小川達太郎支配	房州	朝夷郡	前田村
平六	○	○	○	○					35	小川達太郎支配	房州	朝夷郡	石堂村
重蔵	○								36	小川達太郎支配	房州	朝夷郡	荒川村
助右衛門	○	○	○	○					30	小川達太郎支配	房州	朝夷郡	石堂村
石蔵		○							33	小川達太郎支配	房州	平郡	二部村
伝八郎	○	○	○	○	○		○	○	28	木村甲斐守支配	上州	群馬郡	北牧村
喜多重	○	○	○	○	○	○	○	○	29	木村甲斐守支配	武州	秩父郡	三山村
喜一郎(友次郎)			○	○	○		○	○	36	佐々井半十郎支配	下総	葛飾郡	堀江村
善治郎			○	○	○	○	○	○	38	佐々井半十郎支配	下総	葛飾郡	上明典村
三右衛門				○	○	○	○	○	34	佐々井半十郎支配	下総	葛飾郡	下新宿村
半七			○	○	○	○	○	○	28	佐々井半十郎支配	武州	足立郡	花又村
惣次郎			○	○					44	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	下笹塚村
八五郎	○	○			○	○	○	○	22	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	金町村
彦次郎	○								45	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	上彦川戸村
猪之吉	○	○		○	○		○		31	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	三輪野江村
駒吉		○	○	○	○	○	○	○	25	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	向島村
伊六郎			○	○	○	○	○		30	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	西浮田村
弥三郎			小頭助	ス	小頭助	小頭助	小頭助	○	39	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	谷左衛門新田
倉松		○							28	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	松本村
萬市			○	○					28	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	猿ノ又村
岩治郎			○						22	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡	船堀村

二番小隊に名前が出て来るもの

戸張 伝右衛門 『慶応日記帳』 にみる御料兵の実態について

仁右衛門	○	惣代	惣代	ソ	惣代	小頭助	小頭助	○		佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡 葛西領	押上村
伝右衛門	○	○		○	○	○	○	○	42	佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡 二郷半	吉川村
幾三郎	○									佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡 西葛西領	亀井戸村
磯右衛門	○									佐々井半十郎支配	武州	葛飾郡 洲江領	油ノ村
治兵衛 (次兵衛・佐吉)	○	○	○	○	○	○	○	○	31	福田所左衛門支配	下総	印旛郡	手賀新田
藤蔵			○	○	○	○	○	○	28	福田所左衛門支配	下総	千葉郡	大和田新田
竹之助		○	○						25	福田所左衛門支配	常州	河内郡	太田村
惣左衛門			小頭助	ス					37	福田所左衛門支配	常州	筑波郡	足高村
長次	○	○	○	○					36	北條平四郎支配	下総	岡田郡	鎌庭村
芳之助	○	○	○	○	○	○	○	○	23	北條平四郎支配	下総	猿島郡	生子村
国之助	○	○	○						29	北條平四郎支配	下総	結城郡	尾先村 (尾崎村)
佐左衛門		○	○	○	○	○	○	○	26	北條平四郎支配	下総	結城郡	平塚村
寅吉	○	○	○	○	○	○	○	○	26	松村忠四郎支配	武州	足立郡	久保深ヶ作村
吉蔵		○	○	○	○			○	23	松村忠四郎支配	武州	足立郡	下青木村
亀太郎	○	○	○						34	松村忠四郎支配	武州	埼玉郡	下岩瀬村
參吉	○	○	○	○	○	○	○	○	33	松村忠四郎支配	武州	埼玉郡	細間村
林蔵		○	○	○	○	○	○	○	18	松村忠四郎支配	武州	埼玉郡	砂原村
藤太		○							28	松村忠四郎支配	武州	新座郡	保谷新田
市五郎		○		シ	○	○			39	山内源七郎支配	野州	芳賀郡	瓦田村新田
岩五郎		○							31	山内源七郎支配	野州	河内郡	雀ノ宮宿
出でこ ない者	留次郎	○	○	○		○	○	○					
	弥五郎	○											
	重五郎		○										
	銅之助				○	○		○					
	孫治郎							○		不明			
	勘五郎							○					
	丈右衛門							○					
	三左衛門			○									
	留吉				○								
	恒吉				○								
	徳三郎							○					
	大之助							小頭					
	市三郎							小頭助					
	廣吉							○					
	弥重							○					
	武助							○					
	真吉							○					
卯二 春小隊に 記載が ないが、	昌治郎								19	福田所左衛門支配	下総	葛飾郡	藤原新田
	弥五兵衛								43	福田所左衛門支配	常州	染妻郡 (筑波郡)	今ノ嶋村 (今鹿島村)
	虎松								34	山内源七郎支配	野州	芳賀郡	境村
	隅蔵								19	佐々井半十郎支配	武州	足立郡	南草加村
	八郎								25	松村忠四郎支配	武州	足立郡	三宝村
	清吉								23	今川要作支配	武州	荏原郡	不入山村
	又三郎								21	小川達太郎支配	武州	長柄郡	上吉井村
二番小隊人数	37	44	49	52	41	34	39	38					

史料：『慶応日記帳』

三拾貳人 四番小隊
 貳拾九人 五番小隊
 貳拾八人 六番小隊
 貳拾八人 七番小隊
 三拾壹人 八番小隊
 貳拾人 太鼓方
 三拾人 生兵壹番

メ四百拾三人

この人数は、勝海舟の『海軍歴史』に記載のある御料兵の人数とほぼ一致している。⁽¹⁷⁾ 伝右衛門の属する二番小隊は、卯十月二三日改でも四〇人となっている。

卯十一月五日には、

「撤兵中隊 九拾八人
 壹番中隊 壹番小隊 六拾七人
 八番小隊
 貳番中隊 貳番小隊 六拾九人
 七番小隊
 参番中隊 三番小隊 六拾九人
 六番小隊
 四番中隊 四番小隊 六拾三人
 五番小隊
 右御用中改中隊与唱候事」

とあり、貳番小隊は七番小隊とともに貳番中隊に属している。十一月二九日には御料兵らは、龍ノ口屯所を出立し三番町屯所に引越している。霜月晦日改めの隊伍では、二番小隊は七班で三四人、頭取一名、小頭一名、小頭助四名の構成となっている。このときの日記には、西丸屯所下に御老中格陸軍総裁松平縫殿頭以下四五名の幕府軍と、中隊を指揮する頭取・差図役・同下役の連名が記されており、大規模な編成替があったことが窺える。この卯十一月二九日は、前日竹内啓らが下野国出流山で拳兵するという事件が発生しており、幕府がその追討を目的として編成した軍事体制であったと思われる。幕府軍の中には、歩兵頭同並として、加藤平内・大鳥武助（圭介）の名も見え、藤沢宿敏郎を取締とする二番小隊も、かれらのもとに編成され、一二月一日竹内啓ら徒党の追討の後、二二日には江戸の薩摩藩邸の襲撃にも出動している。

慶応四年辰正月鳥羽伏見の戦で幕府軍が敗北したあとも、兵士たちは引き続き江戸城近辺の警備を行っている。二月二三日からは下谷長者町加藤平内屋敷内に詰め、夜は上野山下を巡邏している。江戸開城決定前の「三月六日改」では、御料兵は「壹番小隊三十九人、貳番小隊三十九人、三番小隊三十九人、四番小隊三十九人、五番小隊三十九人、六番小隊三十八人、生兵壹番十二人、病院十九人、教導役五人、鼓手十五人メ貳百八十四人」とあり、六小隊で規模もかなり縮小している。伝右衛門は四番小隊に属していた。また「塩谷敏郎・内田鑓三郎・岩城庄右衛門・澤田啓左衛門右四人教導役、加藤平内殿々被仰付候、又壹人兒島雄左衛門」とあり、五人の教導役が加藤平内から任命されていた。江戸城脱

走は四月十一日の明け方のことであるが、これが脱走前最後の姿であったと考えられる。

③給金・諸手当受け取りの実態

ここでは脱走前の給金についてみておきたい。伝右衛門らは兵賦人として出るにあたって、かなりのまとまった金子を保証されていた。村々では次のような取り決めがなされている。

「兵賦御給金壹ヶ年壹人二付金拾兩つつ被下置、私共村々々金三拾兩ツツ差出し、都合壹ヶ年金四拾兩つつ御取極相成、右之内拾兩者御支配御役所^江御積被置、往々御用済二而村方^江立戻り候節、当人^江村役人差添其段申上候得共(者力)御役所ニおいて御渡被下候積り：且御給金拾兩之外村々々差出候金三拾兩也来寅年々以来二月五月八月十一月ト壹ヶ年四度御役所^江上納可仕、左候得者右之内拾兩者御役所^江積金トして御備置、残金式拾兩者追々当人共^江御渡被下候段被仰渡候¹⁸⁾」

とあるように、兵賦給金は一人につき一年に付金一〇兩が役所から支払われ、村々から金三〇兩、合計四〇兩が各兵賦人に支払われる取り極めとなっている。兵賦組合から出す三〇兩のうち一〇兩は滞りなく五年間務めた時に支払われる御備金であった。村から出す金三〇兩は寅年から二月五月八月十一月の四度に分けて役所に上納し、このうち一〇兩を役所に積み立てておき、残り二〇兩を追々当人に渡すとする。その渡し方は、兵賦として差し出した月から毎月十二月まで銘々に渡される。四〇兩のうち退役時に渡される御備金一〇兩を除き、役所からの一〇兩を含めて一年間給金として渡されるのは三〇兩で、一月あたり二兩二分とな

る。二郷半領兵賦組合においても、先にみたように、鳥羽伏見の戦で幕府が敗れた慶応四年辰正月に、伝右衛門らが兵賦組合に対して給金三〇兩の支払いを懇願する手紙を出しており、村側から三〇兩を受け取れることになっていたことがわかる。¹⁹⁾

では実際にはどのように支払われているのであろうか。『慶応日記帳』には、伝右衛門が入隊する直前の慶応二年八月三日から脱走直前の慶応四年四月九日までと江戸城脱走後の慶応四年四月十五日から十二月九日までに分けて、給金手当の受取りについての詳細な記録がある。ここでは脱走前の受取り状況を見ておきたい。

表3は日付ごとに受取場所・給金の差出人・給料諸手当の金額などを一覧にしたものである。記載は入隊前の八月三日・四日からあり、木売村虎藏から二度に分けて三兩一分を受け取ったことが記録されている。

おそらくこれは支度金として支払われたものである。このあと、日を追って兵賦組合から受け取った給金と、幕府から受け取った給金が混在して記載されている。ここでは、支給方法、支給された場所、支給人氏名などからそれぞれ判断し表を作成した。まず、幕府から支給されたと思われる給金・諸手当からみていくと、慶応二年八月二四日、九月二五日、十月二六日、十一月二四日、十二月一七日、慶応三年一月一四日、二月一八日と二六日、三月二四日、四月二四日、五月二一日、六月二六日、七月一二日、八月五・二五・九月一四日、十月四・一九日、十一月一七日、慶応四年一月二〇日、二月一四日、三月一四日は、前借も含め兵賦給金の基本給として支払われた金額の記録であると考えられる。このう

表3 脱走前の兵賦給金受取の実態

年	月	日	当月分給料・諸手当など		支払い人	受取場所	
			幕府から	村から			
寅 (慶応2)	8	3,4		3両1分	木売村虎蔵様		
	8	24	2両2分		御支配関根勘十郎様	小川町屯所	
	9	13	夜	当年夜着代之内半分3両	上彦川戸村仙太郎・中曾根村初右衛門兩人より	生兵四番	
	9	25		2両2分	御支配様	小川町屯所	
	10	23	夜	当年夜着代之内1両	長沼村藤左衛門様より、上彦川戸村仙太郎立合	馬喰丁四丁目大坂屋次兵衛宅	
	10	26		2両2分	御支配橋本様	小川町屯所	
	11	14	夜	金1分借用	木売村虎蔵様	馬喰丁四丁目大坂屋次兵衛宅	
	11	24		2両2分	御支配様	小川町屯所	
	12	17		2両2分	御支配様	小川町屯所	
	12	27		来年増金之内5両受取	佐々井半十郎様	小川町屯所	
卯 (慶応3)	1	14	2両2分		御支配関根勘十郎様	小川町屯所	
	2	14	30日門番勤務手当(1日1匁宛30日分)2分			横浜太田町陣屋	
	2	18	1両1分			龍ノ口屯所	
	2	26	1両1分			龍ノ口屯所	
	2	27		夜着代之内1両、酒食代2貫500文	長沼村藤左衛門様より	武郷半領茂田井村橋本	
	3	24	2両2分		御支配様	龍ノ口屯所	
	4	24	2両2分		御支配関根様	龍ノ口屯所	
	4	24		夜着代之残り差引2分2朱、他に2朱時かり		馬喰丁四丁目大坂屋次兵衛宅	
	5	21	2両2分			龍ノ口屯所	
	5	25		蚊屋料2両2分	小頭慶左衛門様	龍ノ口生兵壱番宅	
	6	21		横浜交代金之内2両2分	小頭慶左衛門様	生兵宅	
	6	26		2両2分	小頭慶左衛門様	生兵宅	
	7	9		増金之内2両2分	小頭慶左衛門様		
	7	12		当月給料分前借2両2分	弥三郎様(二番小隊小頭)		
	8	5		当月給料之内1両1分(前借)		馬喰丁郡代屋敷	
	8	25		2両1分(1分は前借1両1分5日に引き落とし候積り)	関根様より	龍ノ口屯所	
	9	14		1両2分	御支配様	龍ノ口屯所	
	10	4		1両1分		郡代	
	10	19		1両1分		郡代	
	11	17		2両2分	御支配関根勘十郎様	龍ノ口屯所	
	11	25	夜		領中自愛金5両	龍助(二郷半兵賦人)	生兵壱番
	12	2			2分時借	長沼村藤左衛門	浅草見附前
12	10		2両 日光繰り出しにつき		御支配様	三番町屯所	
12	10		2両		慶左衛門様	生兵宅	
12	26			領中より繰出金1人前5両宛(藤左衛門に2度2両2分借金之内1両引き、入用2分引き、3両2分受取り)	岩太郎・勘五郎兩人より(二郷半兵賦人)	撒兵宅	
辰 (慶応4)	1	20		給料前借2両1分	慶左衛門様	西丸下屯所	
	2	14		給料前借2両1分	仁右衛門様(二番小隊小頭)	西丸下屯所	
	2	17			領中より兵賦手当金(1年20両之内当7両之内1両借用引き6両)	慶左衛門様	六番生兵部屋
	3	14		2両1分		教導役慶左衛門宅	西丸下屯所
	3	25	朝		7月分6両2分之内3両時借	長沼村藤左衛門兩人より	花和田村俊太郎宅
	4	5	夜		2両	徳太郎(二郷半兵賦人)	四番
	4	6	朝		1分	岩太郎(二郷半兵賦人)	壱番部屋
	4	6			2分	大坂屋次兵衛方より返済	
4	9	昼後	兵賦手当1両1分		御掛様	西丸下屯所	

史料：「慶応日記帳」

ち慶応二年三年は、ひと月あたり金二兩二分支払われていたことや、慶
応四年になると金二兩一分に減額されていることがわかるが、ほぼ毎月
定期的に給料として支払われていたことがわかる。ひと月分の基本給金
はほぼ取り決めに示されていた計算通りに支給されていたとみて良い。
給金の支払いは当初月一回であるが、翌年になると、一兩一分を二回に
分けて支給されるなど、変則的な月もあつたようである。給金の支給者
は、多くの場合「御支配関根勘十郎様」「御支配様カ」「御支配橋本様」
などと記載されているが、慶応三年になると「小頭慶左衛門様」「弥三
郎様」などからも受け取っている月がみられる。慶左衛門については、
詳細は不明であるが、伝右衛門が所属する二番小隊の小頭ではないこと
から、他の小隊の小頭であると考えられ、慶応四年には「教導役」とあ
ることから、信用のおける者として幕臣に代わって給金の支払いを代行
したのである。弥三郎は、二番小隊の「小頭」としてその名前がみら
れる。また、慶応三年になると、給金前借の記載も頻繁にみられるよう
になり、給金の支払いも差引計算されるなど、多少複雑になっている。
例えば慶応三年八月五日「馬喰町郡代屋敷ニおめて当月之給料之内壹兩
壹分受取」、八月廿五日「龍ノ口屯所ニ而当月給料式兩壹分受取、尤壹
分ハ前借壹兩壹分(翌カ)当月ニ引落候積り関根様ヨリ」、九月十四日「当月
之給料式兩式分之所八月五日壹兩壹分前借仕同月廿五日壹分引残り今日
壹兩引壹兩式分御支配様カ龍ノ口屯所ニ而受取」などあり、八月五日
に馬喰町郡代屋敷で一兩一分ほど八月分給料の前借をし、八月二五日龍
ノ口屯所で八月分給金として二兩一分を受け取り、九月十四日には九月

戸張伝右衛門「慶応日記帳」にみる御料兵の実態について

分として二兩二分のところ、八月中の前借分を差し引いて一兩二分を受
け取っている。つまり八月の前借分を九月分で清算していることになっ
ている。また慶応四年になると、一月・二月とも前借を行っており、こ
のころ幕府も混乱し支払いも滞っていた可能性を示している。

また、基本給のほかにも、増し金や横浜での訓練時、実践での出勤時
には臨時で手当金が支給されている。慶応二年二月二七日には代官佐
々井半十郎から「来年増金之内五兩受取」とあり、給金とは別に増し金
として五兩を受け取っている。慶応三年七月九日にも「増金之内式兩式
分慶左衛門様カ受取」とあり、総額は不明だが、数回に分けて支給され
ていることがわかる。慶応三年二月一四日には、一月一五日から一ヶ月
間横浜で訓練をうけた手当として「横浜太田町陣屋ニ而三十日門番相勤
候手当として壹日ニ壹匁宛三十日分式分受取」とあり、横浜での訓練中
の手当金二分が支給され、このほか「横浜交替金」が支給されたことが
わかる。横浜交替金は、この日記帳の中で金五兩であつたことがわかっ
ているが、同年六月二日「生兵宅ニ而横浜交代金之内式兩式分受取慶
左衛門様カ」とあり、複数回にわけて支払われたことがわかる。ただし
日記の記載はこの日一回のみである。このほか慶応三年十二月十日の出
動に際しては、十二月十日「日光操出しニ付御支配様カ三番丁屯所ニ而
五兩受取」とあり、別に五兩を受け取っている。このように、通常勤務
とは別に出動が発生した場合には、手当金として五兩が支払われていた
ことがわかる。以上のほか、蚊屋料として二兩二分が支給されている。
それにしても給金前借をしなければならぬところをみると、兵士の生

活は苦しかったことが窺える。

一方村側からも年四回の支払いのほかにも支度金や夜着代などが支払われている。入隊前には二回に分けて木売村虎藏から三両一分が渡されている。また慶応二年九月一三日には、「夜上彦川戸村仙太郎中曾根村初右衛門兩人ヨリ生兵四番ニ而当年夜着代之内半分三両受取」とあり、村側から夜着代として六両支給されることになっていたことがわかる。

夜着代は、このあと、慶応二年十月二三日「夜馬喰丁四丁目大坂屋次兵衛宅ニ而当年夜着料之内壹両長沼村藤左衛門様より受取、其砌り上彦川戸村仙太郎立会ナリ」慶応三年二月二七日「弍郷半領茂田井村橋本ニ而長沼村藤左衛門様より夜着代之内壹両受取、外ニ酒食ノ代弍五百文」、四月二四日「夜馬喰丁大坂屋次兵衛方ニ而夜着代之残り差引弍分弍朱受取、是ニ而不残相濟酒食之代共外弍分弍朱時かり」とあり、四回に分けて支払われている。支払は兵賦惣代長沼村藤兵衛や弍郷半領兵賦組合の者が立会のもと、屯所の宿所や馬喰丁の大坂屋次兵衛宅、茂田井村橋本などで行われ、その際には村人から酒食代を受け取り、金子を借用するなどもしている。また、慶応三年一月二五日には「夜生兵壹番ニ而龍助より領中自愛金五両受取」とあり、「領中」とあることから二郷半領兵賦組合からの支給であると判断できる。十二月二六日薩摩藩邸襲撃後には、「操出シ金領中々壱人前五両宛、尤藤左衛門様弍式度弍分弍式分借用之内壹両引、又入用弍分引、三両弍分撤兵宅ニ而岩太郎勘五郎兩人分受取」とあり、年末の出動時にも一人当たり金五両を受け取っている。ただし、既に借金があったため実際にはその分を差し引いた三両二分を

元同僚から受け取っている。このように、村からも支度金や夜着代・自愛金などの名目で、給金とは別に支払いがあったことがわかる。またお金を手渡しに来た龍助・岩太郎・勘五郎らは伝右衛門とほぼ同時期に二郷半領の兵賦人となった村人であるが、このころには村に帰り兵賦組合の仕事を手伝っていたことが知られる。こうして兵賦人を出した組合村々は、その後も元兵賦人らを通じて兵賦人たちと連絡をとり、村や組合を代表して出たものとして援助を継続して行っていたのである。

ところで、兵賦人たちは総額でみると大金を受け取っていたようであるが、借金を頻繁に行うなどその生活は楽ではなかったようである。特に、慶応四年幕府の鳥羽伏見での敗走がわかると情況は一変する。給金も二両一分となり、しかも既述のように一月二月は前借となっていることから、二月五月八月十一月の年に四回の村側からの支払いが滞り混乱の中で変則的になっていたことも窺える。慶応四年二月一七日には「領中分兵賦手当金壹ケ年弍十両之内当七両内壹両借用引六両生兵部屋ニ而慶左衛門様分受取」とあり、小頭で翌月には教導役となる慶左衛門から、領中から支給される兵賦手当金として借金分一両を差し引いた六両が渡されている。また三月二五日には「朝花和田村俊太郎宅ニ而長沼村藤左衛門兩人分当七月分六両弍分之内三両時借仕候」とあり、花和田村俊太郎方にて、兵賦惣代両名から七月分六両二分のなかから三両を借用したとの記録がある。その後四月五日「夜徳太郎分四番ニ而弍両受取、翌六日朝壱番部屋ニ而岩太郎分受取都合弍両壱分受取、外弍分大坂屋次兵衛方借用返ス、都合弍両三分受取」とあり、四月五日六日に四月分

の給金二両一分を元同僚から受け取っている。このように慶応四年になると、給金はそれまでとは異なった支払い方がなされている。既に前章でみたように、慶応四年一月七日には二郷半領の兵賦人六名から兵賦惣代兩名にあてた書状の中で、「旧冬中上州浪人追討仰せつけられ右手当金拝借仕度候處、餘急場ニ而迎も間合不申、…兼々対談之金子右者戦争場出張之御手当金三拾兩宛被下候趣ニ而御用相勤罷在候處、此度以之外ニ而、御支配之御役合ニ相成聊之御手当ニ預り我々各々方ニ被見捨、向後何様之御取計ニ相成候哉茂難量」という状況下にあった。この時期兵士たちの給金の支払いは保証されないものになっていたのである。それでも四月まで二両一分の給金の支払いは継続されており、二月には領中から兵賦手当金として七両が支払われていることから、村側も対応の努力をしていたことが窺える。しかし、給金は兵士たちが不在の間の家族の生活の支えでもあり、三月九日には佐々木半十郎代官所から兵賦人として出た三八人からは、五年間の御用が終了した時点で支払われる御備金一〇兩の早期下げ渡しを願っている（第1章参照）。伝右衛門も三月二五日娘の病氣見舞いとして屯所を無許可で出たときにも、兵賦惣代から七月分六兩二分の内から三兩を借用しており、諸物価高騰の
おりから、兵士とその家族の生活は逼迫していたようである。四月九日給金受取の最後の記録として「昼後西九下屯所ニ而御掛り様令兵賦^江御手当与して壱人前壱兩壹分被下」とあり、これが脱走前屯所で渡された最後の給金であった。

戸張伝右衛門『慶応日記帳』にみる御料兵の実態について

小括

本稿では、『慶応日記帳』の記録をもとに、戸張伝右衛門の慶応二年八月入隊から慶応四年四月脱走前までの動向を検討した。御料兵の入隊後の動向について、兵士の目線からその詳細を伝える史料はほとんどなく、本稿で紹介した『慶応日記帳』はその点でも貴重な記録史料であるといえる。特に伝右衛門と同じ時期に入隊した御料兵の氏名や出身地や年齢、隊編成の経過、屯所の生活、給金の受取りなどの実態について、具体的に明らかにすることができた。幕府兵として戊辰戦争を戦った慶応四年四月一日以降の動向については別稿で検討することにした。

注

- (1) 兵賦に関する研究としては、飯島章「文久の軍制改革と旗本知行所徴発兵賦」(『千葉史学』二八号一九九六年)、熊澤徹「慶応軍役令と歩兵徴発」(『歴史評論』五九三号一九九九年)、同「幕府軍制改革の展開と挫折」(『シリーズ日本近現代史Ⅰ』一九九三年)、同「幕末維新期の軍事と徴兵」(『歴史学研究』六五一号一九九三年)、同「幕末の軍制改革と兵賦徴発」(『歴史評論』四九九号一九九一年)、同「幕末維新の動乱と田無―民衆の軍事動員との関わりで―」(『たなしの歴史』2、一九九〇年)、高木秀彰「史料紹介 信州幕領兵賦関係史料 上・下」(『学習院大学史料館紀要』4、6 一九八七・一九九一年)、久留島浩「近世の軍役と百姓」(『日本の社会史』4 一九八六年)、野口武彦「幕府歩兵隊」中公新書一六七三 二〇〇二年などがある。特に熊澤(保谷)徹氏の論文では、兵賦調達の全体像が明らかにされ、また一九八〇年代以前の研究についても触れ、論点の

整理もなされている。

- (2) 『埼玉県史』『神奈川県史』『長野県史』『八潮市史』『浦和市史』『戸田市史』『大宮市史』『越谷市史』『福生市史』『日野市史』『大田区史』『田無市史』『津南町史』など関東近県各地域の自治体史には兵賦関連の史料が多く紹介されている。
- (3) 戸張伝右衛門については『吉川市史 通史編近世Ⅰ』平成二六年刊 五六六頁参照。
- (4) 吉川市教育委員会所蔵。同様の日記・記録として、樋口雄彦「脱走旧幕府軍兵士の戊辰戦記 塩谷敏郎「戊辰ノ変夢之棧奥羽日記」の翻刻（国立歴史民俗博物館研究報告）第一五〇集二〇〇九年三月、田中恵親「慶應兵謀秘録」（改訂 維新日誌）6巻 一九六六年名著刊行会）などがある。
- (5) 吉川市教育委員会編『吉川市史 近世史料編』（平成二四年）、同『吉川市史 通史編近世Ⅰ』（平成二六年）、『慶応日記帳』については『吉川市史 通史編近世Ⅰ』第七章幕末期の村々」を参照。
- (6) 「元治二年御用留」『吉川市史 近世史料編』二九六番参照。
- (7) 『吉川市史 近世史料編』二九六番参照。
- (8) 『吉川市史 通史編近世Ⅰ』五五五～七頁参照。
- (9) 「元治二年御用留」『吉川市史 近世史料編』二九六番参照。
- (10) 以下特に注記しないかぎりは、すべて史料は『慶応日記帳』からの引用である。
- (11) 「元治二年御用留」『吉川市史 近世史料編』二九六番参照。
- (12) この点について、熊澤（保谷）徹氏によると、兵賦人の調達は困難を極め、高額な増給金を村側で負担しなければならなかったことや、江戸に出た兵賦の中には屯所の生活を嫌って脱走する欠落人や、不適格とされたものの割合が高く、即座に村側に代人を要求されたことが指摘されている。「幕末
- の軍制改革と兵賦徴発」（『歴史評論』四九九号一九九一年）参照。
- (13) 「大鳥圭介自伝」（『大鳥圭介伝』山崎有信著北文館一九一四）
- (14) 『勝海舟全集17』（勁草書房一九七七）四三四頁
- (15) 夜具については村側から支給するように幕府から廻状が出ている。『吉川市史通史編近世』五五六頁参照。
- (16) 『軍政録』（東京大学史料編纂所所蔵）中の慶応二年正月二七日兵賦金掛通達に、「伊豆・駿河・甲斐・三河・遠江・美濃・伊勢・信濃・越後・陸奥・出羽国御代官並御預所役人」に御料所兵賦調達の申渡しが通達されたとの記事がみられる。熊澤徹氏「幕末の軍制改革と兵賦徴発」（『歴史評論』四九九号一九九一年）参照
- (17) 『海軍歴史』（勝海舟全集17勁草書房一九七七年四三四頁
- (18) 慶応元丑年十一月「兵賦御給金御取極其外被 仰渡御請書 写」川藤文書24『吉川市史 史料編近世』
- (19) この点については、「関東（江戸近郊）の組合村惣代の間では、六五（慶応元年）八月頃、相互に談合して年三〇両を増給金の基準として取り決めるということがあり、この結果は代官所間の引き合い事項として、各地へ伝達された。」（熊澤徹氏「幕末の軍制改革と兵賦徴発」（『歴史評論』四九九号一九九一年）とある。一方、武州埼玉郡岩槻領飯塚村の慶応元丑年閏五月五日「兵賦議定書」（『埼玉県史』）によると、「兵賦人足御用相勤候内は、何ヶ年成共御用相済迄壹ヶ月壹人二付 御上様より御給金被下候分とも合金三両之積り、壹ヶ年二金三拾六両ツ、組合高割を以手当相渡候筈」とあり、組合ごとに多少の違いがあったことがわかる。